

確かな納税 確かな未来

龍野納税だより

発行所
 公益社団法人龍野納税協会
 龍野納税貯蓄組合連合会
 たつの市龍野町富永 702-1
 TEL 0791-62-1700
 協 賛
 龍野県税事務所



楽しい懐かしい夏

このイラストは、今年の5月に当協会に入会いただきました「たかつきなほり」さんに描いていただきました。

「たかつき」さんは、『姿勢改善 恋するストレッチ』で第9回コミックエッセイプチ大賞(2020年)受賞され、筋トレ・ジョギング・ストレッチの親しみやすいコミックエッセイを出版されています。

主な著書には「運動させつ女子が行き着いた1分スロージョギング」・「筋力へなちょこ女子が行き着いた1分最弱筋トレ」・「筋トレさせつ女子が行き着いた1分やせストレッチ」などがあります。

健康的な体づくりの一環に一読してみてもはいかがでしょうか？



お知らせ

★インボイス制度説明会開催

インボイス制度説明会が8月18日、9月11日に龍野税務署で開催されます。

なお、説明会に参加するためには事前申し込みが必要です。詳しくは11頁をご覧ください。

目次

人事異動	2・3
国税コーナー	6~14
県税コーナー	16・17
納税協会からのお知らせ	4・5、15、18~20

この社会あなたの税がいきている

着任のごあいさつ

龍野税務署長

野平 雄二



暑さ厳しい時節となりましたが、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、皆様方には、平素から税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、龍野税務署長を拝命いたしました野平でございます。

地域の皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、信頼される税務行政の遂行に向けて、全力を尽くし職務に取り組む所存でございますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、近年、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続の簡便化など、納税者の利便性の向上に資するものであり、普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から、簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の申告・納付手段の更なる充実などの各種施策に取り組んでまいります。

しかしながら、各種施策の効率的かつ効果的な取組は、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の会員の皆様のご協力があつてこそ、成し遂げることができるものと考えております。幸い、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会におかれましては、幅広い事業活動を通じて、正しい税知識の普及と納税道義の高揚などに多大な貢献を頂いており、私ども税務行政に携わる者としたしましては、誠に心強く、その活動に深く敬意を表する次第であります。

どうか、今後とも、税務行政の良き理解者として、納税環境の整備、青色申告、振替納税、e-Taxの更なる普及拡大、マイナンバー制度の定着など、地域に密着した事業活動を推進され、円滑な税務行政の執行に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、龍野納税貯蓄組合連合会及び公益社団法人龍野納税協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご事業のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

◎龍野税務署（令和5年7月10日付）

職名	新任者		転出者	
	氏名	旧任	氏名	新任
署長	野平 雄二	大阪国税局査察第一部門 統括官	高田 哲好	東京国税局 保土ヶ谷税務署長
管理運営・徴収部門 統括官			武田 有美	兵庫税務署 管理運営部門統括官



正しい申告と納税は市民社会のルールです

着任のごあいさつ

西播磨県民局

龍野県税事務所長

前田 和哉



盛夏の候、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、県行政、とりわけ税務行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月の人事異動によりまして、西播磨県民局龍野県税事務所に着任いたしました前田でございます。

龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の皆様方のご協力をいただきながら職責を果たして参りたいと考えておりますので、これまでと変わらぬご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、兵庫県では、SDGs、脱炭素化、2025年大阪・関西万博等の動きを兵庫の原動力とした、「躍動する兵庫、新時代への挑戦」をスローガンに重点施策として「持続的に発展する兵庫経済の構築」、「魅力あふれる地域・交流圏の形成」、「温かさと希望に満ちた社会づくり」、「安全安心基盤の強化」、「県政の推進基盤の構築」等さまざまな事業に取り組んでいます。

また、西播磨県民局におきましても、「西播磨地域ビジョン 2050」に掲げる「光と水と緑でつなぐ元気西播磨」の基本理念のもと、「元気な西播磨」、「つながる地域のきずな西播磨」、「自立の西播磨」、「安全安心の西播磨」の4つの将来像の実現に向けた取組みとして、SDGsの視点も取り入れた、個性あふれる事業を積極的に展開します。

これらの施策等を推進するためには、自主財源である県税収入の確保が最重要課題であり、県民の皆様信頼される税務行政を目指して、職員一同、職務に邁進する所存でございますので、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

◎西播磨県民局 龍野県税事務所 (令和5年4月1日付)

職名	新任者		転出者	
	氏名	旧任	氏名	新任
所長	前田 和哉	姫路県税事務所所長	川越 健生	加古川県税事務所所長
課税1課長	長谷川 知子	姫路県税事務所 自動車税資料課長	森本 誠二	姫路県税事務所 課税第1課長



青色申告で節税と事業発展

公益社団法人龍野納税協会 定時社員総会開催

公益社団法人龍野納税協会の令和5年度定時社員総会が去る5月30日志んぐ荘会議室において開催されました。

令和4年度事業報告及び決算についての審議が行われ、原案どおり承認可決されました。

なお、その後、令和5年度事業計画及び収支予算について報告されました。



令和4年度正味財産増減計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日
単位 千円

Table with 3 columns: 科目, 当年度, 前年度. Rows include 経常収益, 経常費用, 当期経常増減額, etc.

令和5年度 収支予算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日
単位 千円

Table with 3 columns: 科目, 当年度予算, 前年度予算. Rows include 経常収益, 経常費用, 当期経常増減額, etc.



龍野納税貯蓄組合連合会 定例総会開催

龍野納税貯蓄組合連合会の令和5年度定例総会は、去る4月19日、龍野商工会議所1階小会議室において開催されました。

令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)についての審議が行われ、原案どおり承認可決されました。

令和4年度収支決算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日
単位 千円

Table with 4 columns: 収入の部, 支出の部, 補助金収入, 雑収入, etc.

令和5年度収支予算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日
単位 千円

Table with 4 columns: 収入の部, 支出の部, 補助金収入, 雑収入, etc.

龍野納税貯蓄組合連合会役員名簿 (敬称略)

Table with 3 columns: 役職名, 氏名, 組合名. Lists board members and their affiliations.



正しい申告 すっきり納税

公益社団法人 龍野納税協会 役員等名簿 (敬称略) 令和5年5月30日現在

顧問	浅井 昌信	ヒガシマル醤油(株)
役員名	氏名	会社名等
会長	田中 瑞樹	ブンセン(株)
副会長	谷口 幸三	(株) マルタニ
副会長	高田 真也	(株) 高田商店
〃	桑垣 喜一	西兵庫信用金庫
〃	井上 猛	兵庫県手延素麺協
〃	山口 恭弘	(株) ユーパック
〃	武内 雅伸	武内雅伸税理士事務所
〃	三谷 恭三	Office Mitsutani
常任理事	竹内 宏平	旭興産 (株)
〃	井河原 敏夫	井河原産業 (株)
〃	秋田 博史	(株) 一宮電機
〃	伊藤 充弘	イトメン (株)
〃	上林 博幸	上林建設 (株)
〃	壺阪 興一郎	山陽盃酒造 (株)
〃	進藤 淳三	(株) 進藤組
〃	神名 大典	(株) 神名工務店
〃	片岡 孝次	龍野コルク工業(株)
〃	大隣 秀一	(株)帝国電機製作所
〃	三浦 哲也	ヒガシマル食品(株)
〃	本條 昇	(株) 本條商店
〃	竹田 英雄	竹田タイヤ
専務理事	小崎 安高	
理事	福間 雅哉	イースター (株)
〃	池田 和由	(有) イケダめがね
〃	高橋 克実	(株) イボキン
〃	朝生 美德	(株) うかいや
〃	福田 浩好	カメウチ電装(株)
〃	竹田 寛	神戸マッチ (株)

相談役	伊藤 哲郎	イトメン (株)
役員	氏名	会社名等
理事	窪田 修二	(株) 三紘製作所
〃	小野 貴司	(株) 新宮運送
〃	泉 貴章	(株) セイバン
〃	富田 哲雅	(株)龍野塩回送店
〃	玉越 裕之	玉越鉄工 (株)
〃	延賀 海輝	日本丸天醤油(株)
〃	植田 誠一郎	ハマショッピングサービス (株)
〃	浅井 章一	東丸商事 (株)
〃	山中 新二郎	フクシン金属工業 (株)
〃	竹内 鳳三	(有) 伏見屋商店
〃	松井 弘樹	(株) 前田組
〃	瀬川 孝博	(株) マルツネ
〃	西田 照明	(有) 丸八石油
〃	三木 弘義	三木弘鋼材 (株)
〃	川中 聡	(株) 三井住友銀行
〃	柳原 政富	柳原農機(株)・太子町商工会
〃	斉藤 純一	龍野商工会議所
〃	木津 真人	たつの市商工会
〃	長田 博	宍粟市商工会
〃	金治 慎一	カナジ制服
〃	下川 健次郎	下川登記測量事務所
〃	柴原 恵一	柴原恵一税理士事務所
〃	中川 直美	中川直美税理士事務所
〃	廣橋 由樹	廣橋会計事務所
監事	久野 喜作	久野喜作税理士事務所
〃	萩本 秀樹	萩本会計事務所
〃	木藤 紀宏	木藤税理士事務所





「生きる」を創る。
Aflac

納税協会の福祉制度
アフラックのがん保険

アフラックの「がん保険」は 「納税協会の福祉制度」に導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 姫路支社 納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。



令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)をご確認ください。

詳しくは、 で



こちらからも
特設サイトに
アクセスできます



国 税 コ ー ナ ー

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

- ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

- ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

Q: 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

- ① 訂正削除履歴の保存、 ② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

国 税 コ ー ナ ー

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です。）。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考）令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度

令和5年10月

スタート



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



国 税 コ ー ナ ー

登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょ。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょ。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイス
コールセンター **0120-205-553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご利用ください。

相談窓口一覧表



龍野税務署からのお知らせ

～インボイス制度説明会を開催します～

令和5年10月以降、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、令和3年10月からインボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付を開始しています。

税務署では、事業者の皆様インボイス制度への理解を深めていただくため、以下の日程でインボイス制度説明会及び登録要否相談会を開催します。

なお、説明会に参加していただくためには事前予約が必要ですので、申込期限までに電話での予約をお願いします。

※ 定員に達し次第締め切りとなりますので、早めの予約をお願いします。

開催日時		開催場所	定員	申込期限	連絡先
R5.8.18(金)	14:00 ～ 16:00	龍野税務署 1階 大会議室	20名	【事前予約制】 8月10日(木)	龍野税務署 法人課税第1部門 <代表電話> 0791-62-0281 (内線 51) ※ 音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。
R5.9.11(月)	10:00 ～ 12:00			【事前予約制】 9月4日(月)	

(注意事項)

- 令和5年度税制改正大綱において、インボイス制度に関する改正案が提出されています。本説明会において、改正案の内容についても基本的な部分の説明を行います。
- 登録の要否について悩まれている方のために、インボイス制度説明会終了後に「登録要否相談会」を開催します。

事前予約制ですので、申込期限までに電話等での申込みをお願いします。

- 申込状況等により、ご希望に添えない可能性があるほか、今後、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、開催が中止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは
こちらから



チャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ 消費税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、「電話相談センター」
をご利用ください（次頁）



電話で解決 『電話相談センター』へつながります。



所轄の税務署へ電話する



税務署の電話番号
はこちらから

電話相談センターを選択する

音声案内に従い、
「1」電話相談センターを選択

インボイス制度及び消費税の
軽減税率制度に関する一般的
なご質問は、「3」インボイス
コールセンターを選択する

相談内容を選択する

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

※相談内容によっては、税務署へのご相談をお願いする場合がございます。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、
チャットボットやタックスアンサー、電話相談
センターによる解決が困難な相談については、
面接にて相談を受け付けています。



所轄の税務署へ電話して**音声案内「2」**を選択してください（「税務署」に繋がります。）。

国 税 コ ー ナ ー

「大阪国税局業務センター阪神分室」開設のお知らせ

概要

内部事務の効率化を目的として、下表に記載の税務署の内部事務^(※)を集約処理する「大阪国税局業務センター阪神分室」を令和5年7月10日(月)に開設します。

(※) 内部事務とは、基本的に税務署の職員が税務署の内部で行う事務(例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わないような事務)を言います。

設置場所	兵庫県尼崎市若王寺	
対象署	兵庫県	尼崎、洲本、芦屋、伊丹、相生、豊岡、加古川、龍野、西脇、三木、社、和田山、柏原
	京都府	福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、峰山
	奈良県	奈良、葛城、桜井、吉野
	和歌山県	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅

留意していただきたい事項

- 申告書や申請書・届出書等の書類を提出する際は、次のとおり御対応願います。
 - ① **e-Tax (データ) により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。**
 - ② **書面での提出は、「大阪国税局業務センター阪神分室」へ郵送願います。**
 - ※1 **阪神分室の郵送先住所等の詳細は、令和5年7月3日(月)以降に国税庁ホームページで御確認願います。**
なお、阪神分室は令和5年7月10日(月)に開設するため、それまで書類を送付しないよう御注意願います。
 - ※2 書面の申告書・申請書等の書類を、阪神分室へ直接持ち込むことはできません。
 - ※3 所轄税務署の窓口や時間外収受箱へ提出することも従来どおりできますが、阪神分室への郵送に御協力願います。
- 郵送等により提出された申告書や申請書・届出書等について、税務署名の表示に替えて、阪神分室の名称を表示した収受日付印を押なつします。
- 納税証明書の交付や現金による国税の納付、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
 - ※1 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付願います(納税証明書の取得はオンラインでの請求が便利です。)
 - ※2 **面接による税務相談は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います。**
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の送付依頼は、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署まで問い合わせ願います。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、阪神分室から電話や文書により問合せする場合があります。

なお、阪神分室から送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。



明 る い 社 会 に い き る 税

税務関係図書 会員様は一割引きです！

ただし、この税金百科は、会員様は特別価格にて発売中です！

◎新・くらしの税金百科 2023▶2024

身近な税情報をマンガと図解で見やすくわかりやすく解説した、みんなの税金入門書。

好評発売中！

会員特価 1,540円(税込)

定価 1,980円(税込)



納税協会では、税に関する次のような商品をお取り扱いしております。ソフトには、納税協会会員様専用サポートなど色々な特典をご用意しております。お気軽にお越しください。

◎クマオーの基礎からわかる消費税

令和5年度税制改正対応版

2023年10月導入のインボイス制度を基礎から“完全”理解！軽減税率、インボイス制度導入で、ますます難解になる消費税。基礎から実務のポイントまで、図解や設例を多く用いてわかりやすく解説。



(税込定価)：2,420円 (会員価格)：2,170円

納税協会からのお知らせ



価格は消費税込みです



会計王 22
定価 44,000円
会員特価 30,800円
会員外 33,000円



みんなの青色申告 22
定価 10,780円
会員特価 7,590円
会員外 8,250円



給料王 22
定価 44,000円
会員特価 30,800円
会員外 33,000円



メルマガ新規会員募集中

納税協会のメールマガジンは

- ① 最新の税務情報が満載！
- ② 各納税協会の講演会や説明会情報をいち早く知れます！
- ③ 経営に役立つコラム
EX：中小企業がバワハラ防止法に取り組む際の注意点
- ④ 大阪国税局からのお知らせ

... etc

納税協会のメールマガジンは生まれ変わりました！

二次元コードから簡単に登録できます！
今すぐアクセス！



納税協会公式キャラクターのうちゃん



登録後、翌月号からメールマガジンを配信します。
なお、登録いただいた個人情報は、メールマガジンの配信及び管理にのみ使用します。



配信のお申込みは、龍野納税協会HPの「最新情報」から可能です。ぜひ、ご登録していただき、税や経営に役立つ情報収集にお役立てください！



県 税 コ ー ナ ー

個人事業税のお知らせ

事業を行う個人に対しては、原則として
 所得税(国税)、
 住民税(市町が課税)
 のほかに、
 県税として **事業税**
 が課税されます。



納める人 県内で事業を行う個人

課税される事業

区 分	事業の種類	税 率
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、駐車場業、飲食店業、その他の営業等	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものを除く)	4%
第3種事業	医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理・美容業、クリーニング業、その他自由業等	5%
	あんま・はり・きゅう等の事業、装蹄師業	3%

税額の計算

事業の総収入金額－必要経費－青色事業専従者給与又は事業専従者控除－青色申告特別控除＝所得金額
 (所得金額＋青色申告特別控除－事業用資産の譲渡損失の控除等－事業主控除額) × 税率＝税額
 (年290万円)

納税は、安全・便利で確実な**口座振替**で!!
 詳しくは 県税事務所までお問い合わせください。

令和5年度の納期限は次のとおりとなっています。
第1期分8月31日(木)・**第2期分11月30日(木)**
 納付書は、第1期分と第2期分をまとめて8月に送付しています。
 お間違いのないようご注意ください。

お問い合わせは

兵庫県西播磨県民局 龍野県税事務所 課税第1課
 直通電話番号 **0791-63-5670**

県 税 コ ー ナ ー

軽油引取税

- 軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した場合に課せられる税金です。納められた税金は、県や指定市の歳出費用に充てられる重要な財源となります。
税率は、32.1円/ℓ（本則税率15.0円/ℓ+特例税率17.1円/ℓ）です。
- 農業、漁業及び林業など、道路の使用と直接関係がない用途での軽油の使用は、軽油引取税が免除になる場合があります。
注）ただし、この免税措置（免税軽油）の取扱いは、令和6年（2024年）3月31日までです。
- 製造軽油（灯油等を混ぜて製造した軽油）や重油・灯油などを自動車の燃料として使用した場合も課税されます。

不正軽油は、「犯罪」です。

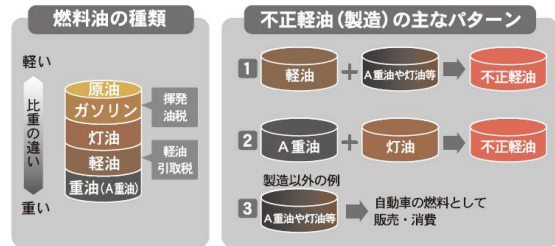
不正軽油とは？

- ・主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- ・不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- ・不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。

不正軽油に関わる人は全て罰せられます。

- ・軽油引取税を脱税した場合
- ・不正軽油の原材料などを提供・運搬した場合
- ・不正軽油そのものを製造した場合
- ・不正軽油を運搬・保管・購入・販売した場合
- ・不正軽油を使用した場合

不正軽油の製造に加担した人も納税義務を負います。



不正軽油は、作らない！売らない！買わない！使わない！

ゴルフ場利用税

地域振興に役立つ財源

- ・ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用された方が料金の支払時にゴルフ場の経営者を通して納めます。
- ・ゴルフ場利用税の収入額のうち10分の7は、ゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興に重要な役割を果たしています。
- ・税額は、ゴルフ場の規模、利用料金等を基準として定めます。1人1日あたり300円～1,200円となっています。

非課税措置

- ・青少年の健全育成、障害者の社会参加や高齢者の健康増進などの観点から、幅広く非課税措置が講じられています。
 - ① 18歳未満又は70歳以上の人
 - ② 障害者
 - ③ 国民スポーツ大会の競技に参加する選手がその競技又はその公式練習としてゴルフを行う場合
 - ④ 学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、教員等
 - ⑤ 国際的な大会の競技に参加する選手がその競技又はその公式練習としてゴルフを行う場合



西播磨県民局龍野県税事務所・課税第2課

軽油引取税・ゴルフ場利用税 に関するお問い合わせ先

郵便番号 〒679-4167
住 所 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3
電 話 0791-63-5671、5672

確かな納税は明るい未来の架け橋

納税協会からのお知らせ

納税協会ホームページに2つの会員サービス
ご利用ください! www.nouzeikyokai.or.jp

その① 会員検索サービス (ホームページリンク集)

納税協会の会員企業を自己PR付きで紹介しています。協会別、地域別表示はもちろん、自由語検索機能で特定の商品やサービスを扱う会員を探することができます。もちろん各社のホームページへリンクしています。納税協会ホームページの「会員検索サービス」からお入りください。

会員の皆様

「会員検索サービス (ホームページリンク集)」にあなたもご登録ください。

登録方法は

1. まず、www.nouzeikyokai.or.jp/touroku/ にアクセス
2. 登録フォームに必要情報を直接入力

リンク完了 リンク集への掲載は、ご所属の納税協会が会員確認をさせていただきます。いただいた後になりますので1週間程度かかります。ご了承ください。

その② 会員だけの特典! 「会員専用サポートサービス」

会員のみなさまに、必ず役立つビジネスレポートや健康プログラムを無料でお届けします。納税協会ホームページの「会員専用サポートサービス」からお入りください。はじめて利用される時は、「はじめてご利用の方」よりサービス登録番号 **100200** を入力して、登録画面で必要事項を入力ください。

サービス内容

・ **ビジネスレポート**
経営や財務、税務、生活、趣味など幅広いジャンルの「ヒント」を、1,000種類用意し、企業経営者のみなさまに提供します。

青年部会活動報告

★青年部会総会開催



★総会開催

- 開催日 令和5年6月7日(水)
- 会場 りょう 本店
- 対象者 青年部会会員
- 参加者数(人社) 17

★講演会開催

- 開催日 令和5年6月7日(水)
- 会場 りょう 本店
- 講師 大同生命保険(株)姫路支社
第二営業課長 瀬越 敏夫 氏
- テーマ 「健康経営について」
- 参加者数(人社) 17



深めよう税の知識と関心を



☆租税教室開催

令和5年6月1日・7日・9日に青年部会長の土井和行氏(土井板金工業)が、たつの市立越部・龍野・誉田・揖西小学校の第6学年を対象に租税教室を実施しました。
土井さんは、例年積極的に租税教室講師をしていただいております。
次世代を担う子供達に税金の大切さを肌で感じる授業を熱心にご提供いただき、本当に感謝に堪えません。
ありがとうございます。
6月の部会総会にて顧問とされましたが、今後ともよろしくお願ひ致します。



★耳寄りな話

納税協会では、「会員を守りたい」という強い思いから、大同生命保険株式会社、A I G損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社の3社と共同して福祉制度推進事業を推進しております。

ところで、上記3社の各種保険にご契約の方は、団体割引が適用されるのは、ご存じでしょうか。例えば、既に、アフラックのがん保険等を個別扱いにてご契約の方は、下記の図のように、納税協会の団体扱いとすることで月掛けの保険料がお得になる場合があります。

会員企業の事業主さんだけでなく、従業員の方も現在ご加入の保障内容や振替口座を変更することもなく、会員企業様に簡単な手続きをして頂くだけで、保険料がお安くなる場合があります。

現在、上記3社から電話等でお声がけをしておりますが、団体扱いの事業所としてご登録が未だの会員事業所様には、是非この機会にお手続きをしていただきますようお願いいたします。

個別扱から団体扱へ変更した場合の例

(すでにご契約の) **スーパーがん保険 月払保険料 1口**
(がん保険例) 主たる被保険者が男性の場合 契約種類:家族契約 保険料払込期間:終身

個別扱	→ 変更すると →	団体扱
契約年齢:30歳 月々 3,630円	団体扱へ 変更すると...	保障はそのまま / 団体扱 月々 3,420円 (月々210円割安に!) 年間では 2,520円 お得!
契約年齢:40歳 月々 4,780円	団体扱へ 変更すると...	月々 4,480円 (月々300円割安に!) 年間では 3,600円 お得!

2022年8月現在

※上記は、一例であり、必ずしも上記の例と同等の保険料が適用される訳ではありません。
 (ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

一人一人の納税が明るい社会をつくります

中学生の「税についての作文」募集

詳しくは国税庁HP参照



- 応募資格 中学生
- 用紙 原稿用紙(400字詰め)3枚・1,200字以内(題名を含む)
- 提出先 あなたの中学校を通じて、龍野納税貯蓄組合連合会へ提出してください。
- 締切日 龍野納税貯蓄組合連合会へお問い合わせください。(TEL0791-62-1700)
- 発表 令和5年11月上旬、学校を通じ入選者に通知いたします。
入選作品については、機関紙等に学校名・氏名・学年を掲載し紹介します。

小学生の「税に関する書道・ポスター」募集



- 応募資格 小学生
- 用紙 【書道】 半紙(白色縦32.4cm・横23.3cm)
【ポスター】 画用紙(白色縦39.2cm・横54.2cm四つ切)
- 提出先 あなたの小学校を通じて、租税教育推進連絡協議会(事務局は龍野税務署内)へ提出してください。
- 締切日 租税教育推進連絡協議会(龍野税務署総務課 TEL0791-62-0281)へお問い合わせください。
- 発表 令和5年11月頃の予定
入選作品については、機関紙等に学校名・氏名・学年を掲載し紹介します。

納税協会の経営者大型総合保障制度
広げよう
納税協会の輪



広げよう
納税協会の輪
運動実施中!

経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて

DAIDO 大同生命保険株式会社
姫路支社/
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル4F)
TEL 079-282-2515

AIG AIG損害保険株式会社
姫路支店/
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル3F)
TEL 079-285-4731